

# 陳 述 書

原 告 村 上 定 幸

## 1、プロフィール

(1)、私は1947年8月5日生（69歳）で、被告教団の教職の地位にある者です。

5 富山県立盲学校高等部を終了の後、立命館大学理工学部を経て、大阪で中学・高  
校の教員をしていました。その後にキリスト教信仰に導かれ、被告教団の大阪日  
本橋キリスト教会（現在この教会は被告教団を離れ単立教会となっている）で洗礼を受け  
ました。1993年に大阪キリスト教短期大学神学科神学専攻科（教団指定の神学校）  
10 2年後に教職執事（同84条）として受け入れられ、同校神学科及び国際教養学科  
の非常勤講師として4年間務めつつ、収入を補うため情報処理専門学校にて教鞭  
をとっていました。更に神戸ルーテル神学校にて学び、1999年神学修士号を取得  
しました。

15 教職執事として受け入れられて以降、ずっと教会担当教師（いわゆる「牧師」、同  
99条）を希望してきましたが、「担当する教会に空きがない」という理由で巡回  
教師に任命されました。2000年11月に結婚し、2003年に清水草薙教会の牧師と  
なりました。

20 (2)、清水草薙教会の当時、2012年3月8日、被告教団理事長大嶋師から書簡（甲  
20号証）と任命書（甲21号証）が届き、4月1日をもって被告岩出キリスト教会  
の牧師を任命されました。この時は同書簡に清水草薙教会牧師（代表役員、教規  
第100条）の辞任届（甲22号証）と岩出キリスト教会牧師の就任承諾書（甲23  
号証）のサンプルが同封されており、私はこれを承諾して、すぐに辞任届と就任  
承諾書を作成し教団（大嶋師）に提出しました。

25 (3)、こうして清水草薙教会から岩出キリスト教会へ転任してきたのですが、今回の  
巡回教師任命については、教団からの一方的な任命書（甲5号証）だけで、岩出  
キリスト教会牧師の辞任届や巡回教師の就任承諾書に関する手続は一切取られて  
おらず、私は依然として岩出キリスト教会牧師の地位にあるものと思っています。  
しかも、今回の巡回教師任命通知まで、一度たりとも教職としての資質について  
30 問題視されたことはありません。勿論、資質が問題とされている乙1号証～乙4  
号証なる書面なども見たことはありません。

## 2、木村氏と畑野理事との関係

今回のきっかけは、私が被告教会の信徒代議員である木村氏の胸ぐらを掴んだこ  
と（2014. 6. 29の胸ぐら事件）にあります。そこで先ずこれに至る経緯を簡単に  
述べてみます。

35 (1)、木村氏は信仰について非常に高ぶった傲慢な自信家です。教会の信仰上の頭で

ある私や神学校を卒業している私の妻に対してさえも、皆の前で平気で“指導”しようとしています。教会員の中には「木村さんがいるから」という理由で礼拝を長期欠席している方もおられます。

40 木村氏は“話し合い”が好きです。しかし彼の言う“話し合い”とは、彼の意見に皆がOKするまで執拗に粘りつづけ、自分の意思を通すことです。私を教会から追放するきっかけとなった木村氏や教会責任役員らによる教団に対する要請書（乙6号証）を作成する経過の中でも、木村氏の執拗な署名強要が行われた事がしめされており（詳細は甲16号証9頁の第6項に書いてあります）、木村氏の性格がよく表れています。

45 そんな彼でも教団の信徒代議員に選ばれているのは、木村氏の妻洋子氏が畑野理事長の教会出身者であり、また洋子氏の父はこの教会が運営する保育園の職員でもあるため、日ごろから木村夫婦は理事長と極めて親しく、皆も何となく遠回しに木村氏を立てています。更に、教会員の殆どが高齢もしくは障害者、仕事が忙しく年に数回しか出席できない人達なので、他に選ぶ人材が居ないからです（詳細は妻が甲16号証「報告書」に書いている通りです）。

50 (2)、旧教会堂は、台風の日には窓が枠ごと崩れ落ち、大雨の翌日はヒビの入っている汲み取り槽に水が入り、汚物がトイレに溢れ出す状態で、教会堂の新築は待ったなしの状態でした。しかしこの建築に関しては、当初から心配された通り、私ひとりに任せきりで、皆は極めて非協力的で無関心なうえ、不誠実な設計監理者でクリスチャンある富沢建築士を何事につけても擁護する木村氏は、日ごとに横柄な態度を取るようになってきました。施工の不具合について（甲16号証10頁の

55 (1)に詳細な報告がありますが、本来、設計監理者は実際の施行が設計図どおりに為されているのか否かを監理し、異なっている場合には施工業者を指導管理するなどして、健全な建物となる様に導く仕事ではないでしょうか）、私の頭越しに無断で富澤氏と連絡をとり、その結果を私に指示してくる始末です。私の手許には木村氏や富澤氏に対し「そういう（牧師抜き）やり方は止めて欲しい」と警告したEメールや、会堂建築でおきた問題について私のやり方を批判し非常識な持論を述べている木村氏の発言録音もあります。そんな状況下で2014年6月29日、

60 富澤氏を交えて開かれた会議で、木村氏が立ち上がって私を説き伏せようとしたのに対し、堪忍袋の緒が切れた私は彼の胸ぐらを掴み怒ってしまったのです（胸ぐら事件です）。

65 (3)、教会員である川原氏（乙6号証）の「木村さんはどっち（富沢建築士と村上牧師のこと）の味方や？」という木村氏への怒りの発言にも表れているように、木村氏の態度は、あからさまに教会の和と信仰への姿勢を乱すものでした。だから、木村氏が出席しない木曜日の集会（祈祷会）などでは実に平和で聖書信仰に満ちたものであったことは、祈祷会に出席していた全ての人が口をそろえて証言してくれる

70

はずです。木村氏は胸ぐら事件以来、その腹いせの所為か（甲 16 号証 5 頁(6)）、教会の礼拝中でも、あからさまに不遜な態度を取り続け、他の信者に「あんな空気の教会など二度と行きたくない」と思えるような雰囲気作りをし、教会の「聖なる域」たる礼拝を打ち壊し、儀式の執行者である牧師の職務を妨害しているとしか思えない態度を取ってきました。

75 (4)、理事長らは、岩出教会の不利益を守るよりも、“クリスチャン建築家”として売り出している富澤建築士の父親である牧師が所属する同盟キリスト教団との関係を崩したくなかったのだと思います。被告教団も同盟キリスト教団も共に J E A (Japan evangelical association) に所属しており、特に畑野理事長は、J E A に長く携わってきた関係で、同盟キリスト教団の牧師たちとは機智の間柄です。ですから私を排斥することによって、富澤建築士の監理怠慢によって岩出教会の被った被害をうやむやにしたかったので、胸ぐら事件は私を排除するうってつけの口実だったはず（甲 16 号証 4 頁(4)）。

85 (5)、木村氏の胸倉をつかんだことに対して私は、大いに反省すべきで、戒規処分を受けるのは当然だと思います。しかし私は、日ごろから想像もつかない木村氏の非常識な態度から、信徒の信仰と教会建築を守るために必死でした（木村氏の非常識な方針については彼自身が語っている録音もあります）。何千万円もの会堂建築に殆ど一人で携わった経験など全くない私が起こした胸ぐら事件は、こうした私の精神的・体力的・信仰的な責任者としての必死さ故に起きた出来事でもあります。にも拘わらず教団は、その経緯や理由さえ全く明るみに出さず、只、「総合的な判断」という言葉以外に何の説明もなく、私をあっさり巡回教師へと追いや

90 り、木村氏と富澤氏の不自然な打ち合わせ等が、一切表に出ない様うやむやに処理しようとしています。

95 ちなみに、木村氏と篠原師（岩出教会前々任牧師で、現在も木村氏と親しい）と富澤氏が連絡を取り合っていたことや、篠原師と大澤牧師（馬場理事の義息であり桜井聖愛教会の牧師）、現岩出教会の真柳牧師は、杜撰な設計監理を行った富沢建築士とは学生時代からの親しい仲であったことを後で知りました。富澤実建築士をひたすら庇うことについて、木村氏、畑野理事長、中江理事、馬場理事、

100 篠原教区長、真柳師の思惑が一致していた事は、妻が甲 1 6 号証 4 頁で報告しているとおりで。

### 3、巡回教師の任命について

(1)、教団は、私を巡回教師に回した理由について、ただ「総合的な判断」という抽象的な説明をただけで（甲 16 号証 6 頁(1)）、巡回教師に対する任命権を振り廻し、私を被告教会から追放しました。教団は、その経緯や原因、関係者からの事情聴聞などを一切せず、審問委員会さえも開いていません。巡回教師に迫りやることで私を黙らせ、木村氏と富澤氏が岩出キリスト教会に与えた建築に関する不

105

利益を、何事も無かった事にして終結させようとしているのです。こうした被告教団と木村氏など教会の一部の人達による不透明な人事に、私は怒りすら覚えています。

110

(2)、教団の本音は、木村氏の意向に応え、胸ぐら事件をチャンスに私を教団から追放し新会堂建築を巡る監理怠慢問題に蓋をしたかったのですが、それには教規による資格喪失手続きを取らねばならず、この手続きに入れば、胸ぐら事件を巡る紛争が教会内や教団総会で明らかになってしまい（教規 93 条～95 条）、教団傘下の他教会にまで広く知れ渡ってしまう事を恐れたのです。教団は、私を巡回教師に追いやることで、私が近い内に教団から静かに消えてゆくことを願っているのです。

115

(3)、被告教団は、巡回教師に追いやった理由につき、「総合的な判断」と言うだけで、私の代理人野田弁護士が 2015 年 6 月 19 日に発送した要求書に対し、やっと同年 7 月 22 日の F A X で返答された書面（甲 17 号証）で、「資質に問題がある」と言ったのが初めてです。その資質について具体化されたのは、同年 11 月 5 日です（本件訴訟で提出された答弁書で分かりました）。この経過からも明らかな様に、教団は当初からこの問題を一切公にしたいくないとの態度を取り続けてきました。そこで指摘された「資質」についても、一体、誰が、どのように問題視し、私を今の状況へ追いやることを良しとしたのかさえはっきりしていません（査問委員会さえ開いていません）。

120

125

(4)、教団は、こうした経過を経た中で、「牧師としての資質に欠けるから巡回教師にした」と言いましたが、巡回教師ならば資質の無い者でも良いというのはおかしな話です。それどころか、教団総会で正式に「教職」として承認されている私が本当に資質に欠けた不適切な人物であるなら、上記(1)に書いた様に、しかるべき機関において審議され、“総会で”「不適切」と承認されるべきで、木村氏と任地指定委員会だけで決められる問題ではありません。私が 1 月に「巡回に任命されるなら、巡回の職務を教えてください」と言うと、本田師は「巡回、以前もやったことあるでしょ。だから巡回なんて仕事が無いのは知っているだろう！」と言い、「だから、巡回に給与なんてないのは当たり前だろう。仕事をしない奴になんで教団が金を払わなければならないんだ！」との投げやりな言葉を発しました。これが牧師が同じ牧師仲間に対して語る言葉なのか、ショックでした。

130

135

#### 4、生活支援金 13 万円受領の経緯

現在、私には教団から 2 年間に限って月 13 万円の“生活支援金”が支払われていますが、その経緯は以下のとおりです。

140

(1)、2014 年 11 月 25 日、私は、被告教会を訪れてきた教団の中江・馬場委員（任地指定委員会）から岩出教会の牧師を今年度をもって解任する旨の通告を突然うけました。私はこれを受けるとも受けないとも言わず、只、聞き置くだけにしてい

- たところ、中江理事は「従わないと大変なことになりますよ！！」と脅し言葉を  
145 浴びせてきました。私はすぐ、教規第93条の「任命された職務に服さない時は教  
職の資格を喪失する」との規定が頭をよぎり、「この先、どうなるのだろうか、も  
し失職にでもなれば、妻と子ども2人を抱え、明日からの家族の生活をどの様に  
して支えて行ったらいいのか」と物凄く不安に襲われ、頭の中は真っ白な状態に  
追い込まれました。
- 150 (2)、そこで年が明けた2015年の新年早々、私は教団に手紙(乙15号証)を出しま  
したが、1月30日に本田委員と大嶋委員(任地指定委員会)が教会を訪ねて来て、  
任地変更どころか「巡回教師に任命する」旨の通告を發しました。私は両氏に対  
し巡回教師にする理由を訊ねましたが、「総合的判断です」と言うだけで、何の説  
155 明もありませんでした。すると、動揺する私を見た本田委員は「自分の一存で当  
面10万円を支払う様にしましょう。これを貰って巡回を受けるか、或いは受領を  
拒否して全てを失うか、選択肢はそれしかない！よく考えたら・・・？」と  
言うので、私は「10万円で生活するなんて余りに馬鹿にしている。健康保険と家賃で  
終わってしまいますよ。気に入らない人間に対しては理由も告げず、こんな扱い  
をするなんて、任地指定委員会の権利乱用じゃないですか」と言いましたが、  
160 両師はそれ以上何も言わず帰られました(詳細は甲16号証6頁(1)に書いてあると  
おりです)。
- (3)、その後、教団から2月17日付の手紙(乙7号証)が届き、2月22日付の巡回  
教師の任命書(甲5号証)が交付されました。こうなった以上、私は何としても  
少しでも生活の足しになる物を、とり合えず(後に健康保健分として3万円が追加)受け  
165 取り、家族の生活を守らなければならない状態に追い込まれてしまいました。教  
団は「13万円を受領しているから巡回教師の任命を了承したのだ」等と言いま  
すが、愛を基本とするキリスト教会の言う事ではありません。私の家族4人が全  
く生活も出来ない様な些細な金額を受け取り、それと引き換えに牧師の地位を投  
げ捨てる等と言う事はあり得ないことです。私は今日まで一度も牧師の地位を投  
170 げ捨てる事や巡回への任命を承諾した覚えはありませんし、その代償金を了承し  
たこともありません。岩出教会の牧師を追われた事により、生活不安を来すのを  
避ける為の生活支援金として受け取っているのです。
- (4)、被告教団は「13万円貰って、一旦は承諾したではないか」と言いますが、それ  
は私が教職を受け入れられた時の1996年に「新たな任地(各地の教会)を命ぜら  
175 れれば、任命に従って任地へ赴く」との誓約をしたのであって、私としては数ヶ  
月後には何らかの任地が指定されるものと思っていました(それまでの繋ぎ生活  
資金として受け取ったものです)。それなのに「11月に巡回をに承諾した」と言わ  
れ、「はっきり断らなかつた」という事実だけを取り上げ、現在まで2年間も飼  
い殺し状態に置く等とは考えられない事で、甚だしいショックを受けています。今

180 となつては、本田委員や大嶋委員など信頼していた同労者に、はめられ騙された  
様な気がします。

185 (5)、私は、13万円の支給が打切りとなる4月以降の生活を維持する為、今年(2017  
年)の1月18日、教団に対し新たな任地を指定して欲しい旨の書面(甲22号証)  
を出しましたが、未だに何の返事もなく放置されています。これが普通の労働者  
に対する解雇であったなら、それなりに予告手当の支給やら離職票の発行など法  
的手続きが取られて然るべきですが、教団はこれさえ手続を取らず、私は今も飼  
い殺しの状態に置かれています。理由も告げず、戒規手続も取らず放置する等  
は、解雇以上に酷い扱いです。

#### 5、牧師の兼職について

190 (1)、前記1頁の(1)で述べましたが、私は神学校卒業当時、「担当する教会に空きが  
ない」ということで巡回教師を打診されました。私は仕方なくこれを了承して巡  
回教師の任命を受けてきました。当時は、極めて頻繁に礼拝説教の機会があり、  
私は教団からの指示で臨時的に各地の教会を廻り、そこで礼拝の執行や説教など  
195 をしてきました。けれども、現在、巡回教師となっている教職者は、殆どが高齡  
者や病弱者など牧師の仕事が困難な方ばかりで、こうした障害もないのは私だけ  
です。しかも私には巡回教師として任命されて以降、巡回の当番として教区会で  
決定された教会からの要請さえありません。教職不足の中で兼牧の教会も多数存  
在し、信徒による説教者でさえ奔走している状態なのですが、2015年から今日に  
200 至るまで、教団関係の働きを命じられた事は一度もありません。その結果、当然、  
謝儀も全くなく、私の生活費は支援金の13万円だけが頼りとなっていますが、  
これさえも今月末で打ち切られます。

(2)、巡回牧師は、病気などにより牧師による礼拝執行ができない教会の為に臨時的  
にその教会に出向いて聖職を行ったり、教団教区を歩いて伝道の為に働く等の任  
務を負っています。同様の任務は特定教会を担当している牧師でも臨時的にこな  
205 す事ができ、牧師が巡回教師を兼ねることは可能です。これにより本来の牧師の  
任務ができない事はありません。私は、今も被告教会の牧師であり、今回の巡回  
教師の任命により牧師の地位をも兼ねていると思っています。

#### 6、最後に、

210 (1)、2015年2月22日、「総合的な判断」という言葉以外の何の説明もなく、突如、  
被告教会牧師の地位を外されて巡回教師とされ、住居や収入、社会保険など生活  
に必要な支給を一切絶たれて、人生のビジョンまで奪われました。現在、妻と2  
人の息子(10歳、6歳)を抱え、2015年10月からリハビリの仕事をしてわずかな  
収入を得、何とか生活を維持していますが、来月(2017年4月)からは生活援助  
金13万円も打切られるので、ますます困窮状態に陥ってしまいます。

215 (2)、教規には“教職は職業である”とあり、私は教職になる時に、そのことをも誓

約しました。私を含めた教団の牧師はすべて、公の書類には職業を“牧師”として届け出、教団の指示に従って全国どこにでも赴いて指示された職務をこなし、教会の礼拝儀式執行などの聖職だけでなく、教会を維持する為に必要な財務処理（会計帳簿の作成管理や信者献金の管理など）や教会堂の維持管理など一切の職務を行なってきました。教団は教会に対して私（牧師）を社会保険に加入させ、「謝儀」という名の給与や賞与を支払い、私は遣わされた教会の牧師館に住み、労働者として給与や賞与から所得税の源泉徴収をされ税金も納めてきました。教団からは副業などを禁止されていますが、妻は私と結婚する時、「妻もそうすべきだ」と言われて正社員として務めていた会社をも退職しました。教会財政が苦しい時には、私の年金さえもが教団からの教会援助金の算出に加算されてしまいました。つまり牧師個人の財産すら教会の会計に加えられてきたのです。これ程までに教団の教職者は、表向きは「副業（副収入）」は認められていませんが、貧しさを強いられつつも福音宣教の為との思いから、労苦に耐えてきました。

(3)、教団による今回の巡回教師の任命が、全く異例づくめである事をご理解いただけます。これが普通の労働者であったなら、理由も示さず、解雇の法的手続きも踏まず、予告手当や失業保険も申請できない様な酷い差別や飼い殺しの処分は、とても許されるものではない筈です。

2017年3月17日

235 ※1、それどころか、2015年7月に、畑野牧師・本田牧師から呼び出された時ですら“胸ぐら事件”について特に責任を問われることはない、「別に貴方を査問・審問しようとしているんじゃない」、そして「木村の言うことは聞くこと。それが和解ということだからよろしく」と言われたただけでした。ちなみに私はどの機構から呼ばれたのか、知らされていませんでした。

240 ※2、当初は木村氏も理事達も、私を巡回にした理由を、胸ぐら事件を起こしたからだと言っています（答弁書とそれに添えられた乙第3, 4, 6号証、準備書面3、準備書面2「第117条を念頭において」、甲17号証「資質に欠ける」等）。しかし、後に理事達も準備書面6(p.6)で「原告が反省・・・ことなどから、・・・会規処分に処するには至っていない」とし、巡回へ職務変更した理由は胸ぐら事件に端を発するものではない、と言っています。

250 1. ※4、※5 神学科の授業で用いられていた『講義ノート』(乙16号証のp.198)にも「その巡回計画、実施等について教団は特に実行していない」とある職務に、世間(?)に対しては、まるで意味があるかのように任命されたわけですから、このような人事がなされた者にとっては、これは働きからの排除を意味するとしか言えません。 教規には任命に際して「当該教師の意見を尊重する」、とあり、当然、巡回教師も“教師”です。しかし、巡回教師である私が「教会担当を希望する旨」の文書を送ったところ、2017年2月の教団総会では“教職本人からこのような任命要求は前例が無く、係争中のこともあり”ということで、理事会と任地指定委員会に報告はしたが、議事とはしない、という理事長報告が文書でなされました(2017年2月の総会の資料「理事長報告」あります)。しかし、10数年前に岩本元理事長や島田元理事長からはきちんと「空気が無い」という返事はきました。つまり“本人からの任命要求は前例が無い”というのは違います。少なくとも私はしていましたし、するように指導されていました。しかも、来年度で巡回への任命が3年目となる場合、『講義ノート』(乙号証16)p.53にある「2年を超えて任地が指定されないことは解職をも意味する」という文言を当然知っているであろう理事長や著者である畑野師が、それでもなお私を巡回へと3年目も“任命しただけ(準備書面4 p.2)”とするならば、一体、“教団の教職”の人権をなんだと思っているのだろうか、と怒りがわきます。

260 265 しかも、任命発表があったであろう連合礼拝が既に過ぎた3月5日現在、未だに私は結局、来年度、自分が何に任命されたのか、あの手紙に対する返事はどうなのか、何も連絡がありません。もしも係争中、とか前例が無い、ということで教会担当に任命できないならば、何故、係争中のものを巡回へは任命できるのか。



270 それとも、今度こそ、何にも任命しないのか？自立している教会を4つも、自分で自分に任命した畑野理事長の方がよほど兼牧など物理的に無理です。神学教師と教会担当教師を兼ねている人はこれまで何人もいて、現在も重富師などはそうです。『講義ノート』（乙16号証）p.90には「巡回教師であって教会に任命を受けている者が・・・」とも書いてあるのに、何故、今、なぜ巡回教師になっている  
275 私も同じ“教職”でありながら、「巡回が教会担当を願い出る事は前例がない」のではなくてただ“本田師が知らない”という理由故に無視され、もしくは教会担当教師と巡回教師を兼ねる任命は出来ないと理由なく強硬に断られるのか。それについても、全く返事はもらえていません。しかも総会では、裁判が起こされていることは語られていますが、その内容は「係争中なので、教えられない」とな  
280 っているのも余りに不誠実に思いました。

※6 非常に重要な位置を占める教規の前文の「職業」が翻訳の間違いであり、本当は違う、などとは今までに聞いたこともないし、総会で議題になったこともなく、全ての教職が初耳です（準備書面2）。それどころか、教団20周年、30周年記念誌にも、畑野親子が書いた『講義ノート』にもそのまま、権威を以って  
285 載っています。私が誓ったのは「教憲教規に従う」ということであり、誰の益にもならない、何の計画に則ったものでもない、ただ、訴えがあつたら根拠など関係なく、知らない土地で、明日から無収入で住む家も無い状態で、妻と子供を抱えた状態で放り出されてもよい、などということには誓っていません。私には視力障害があることも知っていながら、理事の大嶋師は「贅沢しなければ、夫婦でフルタイムで働けば、何とかやっつけていけるよ。夜間警備なら、まだ君の年でも出来るんじゃないの？私たちだって、若い時にはアルバイトもしたよ。それに、以前、君、巡回をやっていた時もあるでしょ。また巡回に戻っただけじゃないの！」  
290 と大嶋師はあっさり言いましたが、私が教団の1教職として、福音宣教の為にそういう苦勞をしなければならない理由は、何もないのです。

295 私は、「牧師という職業は、信仰的には、“人と神への奉仕”であるのですが、このことに従事するのが職務であり、“聖務”と呼ばれる内容は、法の定めに於いて十分に労働者」と思っていますし、謝儀規定に記された教会担当教師の待遇は誰が見ても、まさにそうです。ですから、教団の理事達と話をしているときは、そういう“教職とは何か”という神学レベル以前の、「とにかく早く村上を追い  
300 払いたい。」という空気しか伝わってきませんでした。

2. 2年前、2015年度予算総会の当日にはわずかではあっても期待をもって、つまり理事達が信仰者であり教師であり、同労者であり、私を育ててくれた教団であることに最後の期待を託して「私は“今回の人事は承服していない”が、最後に今日、繰り返し、もう一度、“承服していない。あらゆる意味で、検討して欲しい。”  
305 と言っても、話は聞いてもらえず、任命は変わらないのか」と理事会に質問しま

した。しかし「あなたの話を聞いたからと言って、明日の任命発表が変更されることはない（発言は馬場理事）」と言って断られました。

この理事たちは、自分と懇意にしている人にさえ良い顔ができれば、何が正しいか、真実は何なのか、共に宣教を志した教職の無念さなどは全く関係ないのか、と思いました。

310